

○ 音楽科は、どのようなことに重点を置いて改善されたか。

1 小、中学校及び高等学校を通じる音楽科の改善の基本方針

- (1) 音楽のよさや楽しさを感じるとともに、**思いや意図をもって**表現したり味わって聴いたりする力を育成すること、音楽と生活とのかかわりに関心をもって、**生涯にわたり音楽文化に親しむ態度**をはぐくむことなどを重視する。
- (2) 各学校段階の内容の連続性に配慮し、**歌唱、器楽、創作、鑑賞**ごとに指導内容を示す。
- (3) 音楽に関する用語や記号を音楽活動と関連付けながら理解するなど表現と鑑賞の活動の支えとなる指導内容を【**共通事項**】として示し、音や音楽を知覚し、そのよさや特質を感じ取り、思考・判断する力の育成を一層重視する。
- (4) **創作活動**は、小学校では「**音楽づくり**」、中・高等学校では「**創作**」として示す。
- (5) **鑑賞活動**は、音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにするとともに、根拠をもって自分なりに批評することのできるような力の育成を図る。
- (6) 学校や学年の段階に応じ、**我が国や郷土の伝統音楽**の指導を一層充実する。

2 小学校音楽科の改善の具体的事項のポイント

- (1) 内容を**表現領域**（「歌唱」「器楽」「音楽づくり」の三分野）、**鑑賞領域**及び【**共通事項（新設）**】で構成した。
- (2) 【共通事項】については、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取り、それらの働きによって生み出される音楽的な面白さやよさを感じ取ること、音楽に関する用語や記号などを音楽活動と関連づけながら理解することなどを具体的に示した。
- (3) 「音楽づくり」については、生活の中にある音に耳を傾けたり様々な音を探したり音をつくったりして音の面白さに気付くとともに、音を音楽へと構成する音楽の要素や音楽の面白さに触れるようにした。
- (4) 鑑賞領域においては、音楽を特徴付けている要素や音楽の仕組みを聴き取る力を育て、それによって音楽の面白さやよさ、美しさを感じ取ることができるようにした。

- (5) 斉唱や簡単な合唱・合奏など全員で一つの音楽をつくっていく体験を通して、協同する喜びを感じる指導を重視した。
- (6) 唱歌や民謡，郷土に伝わるうたについて，更に取り上げられるようにするとともに，歌唱共通教材の扱いについて充実を図った。
- (7) 歌唱共通教材については，取り扱う楽曲数を各学年とも増加した。（第1学年から第4学年までは4曲すべてを取り扱い，第5学年及び第6学年は4曲中3曲を含めて取り扱う。）
- (8) 鑑賞教材の選択の観点については，現行で高学年に位置付けられている我が国の音楽について中学年でも新たに扱うなどの改善を図った。
- (9) 鑑賞領域の各学年の内容に，感じ取ったことを言葉などで表す活動を位置付け，楽曲や演奏の楽しさに気が付いたり，楽曲の特徴や演奏のよさに気が付いたりする能力が高まるよう改善を図った。

小学校学習指導要領の音楽科は，以上のような改善の基本方針及び改善の具体的事項に基づき，改訂が行われた。